学習課題　　【著作権を身近なことにたとえると…】

授業目標

|  |  |
| --- | --- |
| 知識・技能 | 知的財産権の基礎知識を身につける。 |
| 思考力・判断力・表現力等 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えることができる。 |
| 学びに向う力等（現代的な課題） | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えたものに対して，望ましい行動を判断することができる。 |

活動① 1条理解

|  |
| --- |
| 　この法律は，著作物並びに実演，レコード，放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与することを目的とする。 |

活動② 日常生活における著作権に関する問題を取り上げる

|  |
| --- |
| A)自分の趣味や興味のあることをブログに書いたB)動画投稿サイトで流行曲がアップロードされていたので，音声だけダウンロードした。C)夏休みの課題をインターネットにあった読書感想文をまねて学校に提出した。D)個人のパソコン用にソフトを購入して，CD—Rにコピーしてみんなに配った。E)他人のHPにきれいな写真があったので，個人的に楽しむために自らのパソコンに保存した。----------A)もちろん法的な問題はなく，仮にここで創作性のある文章を書いた場合にも著作権が発生することがあります。B)違法に公開された音楽や映像とわかっていながらダウンロードする行為のうち，市販のCDやインターネット配信で販売されている音楽と知りながらダウンロードすることは刑事罰の対象となります。C)人の作品をまねて提出することは道徳的にも問題を感じますが，読書感想文にも著作権は発生します。したがって，その行為は盗用にもつながる可能性があります。D)通常ならば，利用者自らが個々に購入する必要があります。不正の複製して頒布することは違法行為といえます。E)インターネット上には，無数の画像などの著作物があります。それを個人的に楽しむために自らのパソコンに保存する行為は，私的使用の範囲であるといえ違法性はありません。ただし，２次的利用することは問題になることがあります。 |

活動③ AからEの行為を，自分ごとにするために日常生活の行為にたとえてみましょう。

　　　ただし，善悪を決めつけるものではないことをわかって発言しましょう。

【グループ活動】　条件：1から3を考えること　(　1.相手の気持ち 2.法律 3.しくみ　)

※回答例では，生徒の感覚的なものとして，あえて少しずれた回答も記載しています。

|  |
| --- |
| A)自分の趣味や興味のあることをブログに書いた回答例）・昨日起こった出来事を学年のみんなの前で発表した。・みんなで交換日記をした。・地域の掲示板に自己紹介を貼り出した。・毎日，自分の日記を書く。・街のまん中で自己紹介をして興味のあることをさけんだ。B)動画投稿サイトで流行曲がアップロードされていたので，音声だけダウンロードした。回答例）・漫画を描くときに，登場人物の1人を他の漫画から真似て描いた。・コンサートにいって，ボイスレコーダーを使って音声を録音した。・友達の作文を読んで，出だしのところをまねして書いた。・本屋で新刊の小説を少し立ち読みした。C)夏休みの課題をインターネットにあった読書感想文をまねて学校に提出した。回答例）・宿題のプリントを他人に見せてもらって提出した。・友達の意見をそのまま自分の意見として発表した。・美術の授業で友達とそっくりに描いた。・他人が作った物語を紙芝居にして他の人にみせた。・自由研究などで，インターネットで紹介されているものと同じものを製作した。D)個人のパソコン用にソフトを購入して，CD—Rにコピーしてみんなに配った。回答例）・レンタルショップで借りた映画をコピーして動画投稿サイトにアップロードした。・ゲームの攻略本をコピーしてみんなに配った。・音楽や映画のCD・DVDを友達にあげたり貸したりすること。E)他人のHPにきれいな写真があったので，個人的に楽しむために自らのパソコンに保存した。回答例）・チラシ，雑誌などの写真を切り取り，自分のノートに貼ったり集めたりして自分で楽しむ。・インターネットでみつけたアイドルの画像を自分のパソコンに保存する。・お菓子が入っていたかわいい箱を取っておく。 |

活動④ まとめ

|  |
| --- |
| ポイント１)著作権って何のため？自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」，著作物を創作した人を「著作者」，著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」という。著作権制度は，著作者の努力に報いることで，文化が発展することを目的としている。２)著作物にはどんなもの？著作物…「自分の考えや気持ちを他人のまねでなく自分で工夫して，言葉や文字，形や色，音楽というかたちで表現したもの」３)著作権はどんな権利なの？著作者人格権(公表権/氏名表示権/同一性保持権)著作権（財産権）…複製権,上演権,演奏権,上映権,公衆送信権,口述権,展示権,頒布権,譲渡権,貸与権,翻訳権・翻案権,二次的著作物の利用権など 参照：みんなの著作権教室, http://kids.cric.or.jp/intro/01.html,閲覧日2020.3.30 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 能　力 | 項　目 | A | **B** | **C** |
| 知識・技能 | 知的財産権の基礎知識を身につける。 | 著作権の目的，取得の条件を理解する | 著作権の目的や取得の条件を知る。 | Ｂの基準に達していない。 |
| 思考力・判断力・表現力等 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えることができる。 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に複数置き換えることができる。 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えることができる。 | Ｂの基準に達していない。 |
| 学びに向う力等（現代的な課題） | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えたものに対して，望ましい行動を判断することができる。 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えたものに対して，望ましい行動を判断することができる。 | 著作権が伴う事例を日常生活の行為に置き換えたものに対して，自らの行動を検討することができる。 | Ｂの基準に達していない。 |

評価規準